

○山形県警察の広報に関する訓令

(昭和53年3月28日)
(本部訓令第6号)

改正 昭和55年3月22日 本部訓令第5号	平成2年11月1日 本部訓令第17号
平成4年7月14日 本部訓令第10号	平成5年3月19日 本部訓令第5号
平成6年3月29日 本部訓令第9号	平成6年10月28日 本部訓令第23号
平成12年11月7日 本部訓令第15号	平成13年3月23日 本部訓令第11号

山形県警察広報規程（昭和30年本部訓令第4号）の全部を改正し、昭和53年4月1日から施行する。

（目的）

第1条 この訓令は、山形県警察における広報活動に関し、必要な事項を定め、総合的かつ効率的にこれが運営を図ることを目的とする。

（広報活動の意義）

第2条 この訓令において、広報活動とは、県民に対し警察活動の実態を正しく知らせるとともに、警察に対する要望意見等を警察運営に反映させる諸活動をいう。

（職員の心構え）

第3条 警察職員は、常に広報活動の実践者であることを自覚し、あらゆる機会を活用して広報活動の推進に努めるとともに、県民に好感を与えるよう言語、態度に留意しなければならない。

（広報業務）

第4条 広報業務とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 警察関係法令等の周知に関する事。
- (2) 警察が行う施策の目的、内容等の広報に関する事。
- (3) 報道機関、官公庁その他諸団体との広報連絡に関する事。
- (4) 広聴会の開催その他広聴活動に関する事。
- (5) 広報活動に必要な企画、調査研究及び指導教養に関する事。
- (6) 広報資料の収集、管理及び提供並びに広報紙（誌）の発行に関する事。
- (7) その他広報活動に関する事。

（広報重点の設定）

第5条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、広報活動の推進を図るため、年

間の広報重点（以下「広報重点」という。）を設定するものとする。

- 2 所属長は、前項の広報重点に基づき、広報主題、対象、媒体、時期等について十分検討し、広報活動の効果的な推進に努めなければならない。

（広報事務担当者等）

第6条 広報活動の円滑な推進を図るため、所属長のもとに広報事務担当者を置き、副署長、次長又は所属長が指名する者をもつて充てる。

- 2 広報事務担当者は、所属長の指揮を受け、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広報重点の実施に関すること。
- (2) 所属で企画した広報活動の実施に関すること。
- (3) 広報活動に関する所属職員の指導教養に関すること。
- (4) 所属内の各係及び関係機関との広報活動に係る連絡調整に関すること。

- 3 所属長は、主任以上の職にある職員のうちから広報事務担当補助者を指名するものとする。

- 4 広報事務担当補助者は、第2項各号に掲げる業務について広報担当者を補佐するとともに、広報企画の策定及び資料の収集、整理等に従事するものとする。

（本部広報会議）

第7条 警務部長は、広報活動を推進するため、毎月1回以上広報会議を開催するものとする。

- 2 広報会議には、警務部長、警務部広報相談課長、広報事務担当者その他警務部長が必要と認める者が出席するものとする。

- 3 広報会議においては、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 年間（月別）広報重点に関すること。
- (2) その他広報活動推進上必要な事項に関すること。

- 4 広報会議の庶務は、警務部広報相談課において処理するものとする。

（警察署広報会議）

第8条 警察署長（以下「署長」という。）は、管内の実態に即した広報活動を推進するため、前条に準じて広報会議を開催するものとする。

（広聴会）

第9条 広く県民の要望、意見等を聞き、これを警察運営に反映させるとともに、警察活動の実態を説明してその理解と協力を得るため、積極的に広聴会を開催するものとする。

-
- 2 前項の広聴会は、本部長及び署長が開催するものとする。
 - 3 署長は、広聴会を開催した場合は、その実施結果を広聴会開催結果報告書（別記様式第1号）により、速やかに本部長に報告するものとする。

（意向調査）

第10条 所属長は、その所管事項に関し意向（世論）調査を実施する場合は、あらかじめ本部長の承認を受けるものとし、その結果については速やかに報告するものとする。

（要望意見等の処理）

第11条 所属長は、主管事項に係る県民からの要望、意見、苦情等で報道されたものについては、速やかに関係所属長と協議のうえ処理しなければならない。この場合において、報道機関を通じて回答する必要があると認められるものについては、本部長の承認を受けて処理するものとする。

- 2 広聴会、座談会その他で知り得た要望、意見、苦情等についても、前項に準じて適正に処理するものとする。

（重大事案の広報活動）

第12条 大規模災害その他社会の関心を集めよう特異な事案が発生したときは、直ちに警察本部又は当該事案の発生地を管轄する警察署に広報班を置き、迅速かつ的確な広報活動を実施するものとする。

- 2 前項の広報班の班長及び班員は、本部長又は署長が指名する者をもつて充てる。

（報告）

第13条 署長は、月間の広報活動実施状況を「広報活動状況報告（月分）」（別記様式第2号）により翌月の10日までに本部長に報告しなければならない。

別記様式第1号（第9条関係）

第 号

年 月 日

山形県警察本部長 殿

課 署 長

広聴会開催結果報告書

日 時			
場 所			
出席者	一 般		
	警 察		
課 題			
実 施 方 法			
区 分	要望意見等の概要		措 置 状 況

(注) 区分欄は、要望、意見等の要旨を主管別に適宜区画して記載すること。

別記様式第2号（第13条関係）

第 号

年 月 日

山形県警察本部長 殿

署長

廣報活動狀況報告(月分)

○月中に実施した広報活動の状況は、次のとおりであるから報告する。

報道	テレビ・ラジオ出演放送等 (回)							
	新聞等の利用 (回)							
	その他 (回)							
その他	庁舎見学者に対する広報 (回・人員)							
	展示会等による広報 (回)							
	パレード等の広報 (回)							
	その他 (回)							

(注) 1 回数・人員・部数を計上する場合は、回数を上欄に()で、人員・部数を下欄にそれぞれ計上すること。

2 広報活動で現物添付の可能なものは添付すること。